

## 【省令の一部を改正する省令（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・法…消防法（昭和23年法律第186号）
- ・令…消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ・自火報…自動火災報知設備
- ・特小自火報…特定小規模施設用自動火災報知設備

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ 設置環境による設置制限が必要ではないか。電波の障害事案等は把握しているか。</p> <p>○ 火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報器機能付き感知器には、警報又は音声機能のみではなく、中継器等を設け、火災発生区</p>	<p>○ 令和5年度「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において、電波回線設計を実施しており、メーカーによって違いはあるものの小規模の建物については防火安全上の支障はないと考えられることが示されています。なお、特小自火報の設置時に、無線設備について通信状態が正常であることを通信試験で確認するよう「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）の別添で定める「第35 特定小規模施設用自動火災報知設備」において示しています。</p> <p>○ 「予防行政のあり方に関する検討会」及び同検討</p>	無

	<p>域の表示を視覚で確認できる機能を義務付けてはどうか。</p> <p>○ 令第 21 条第 1 項第 7 号への適用について、過去の事例から考慮すると、自火報設置が妥当ではないか。</p>	<p>会の部会である「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において、通常の自火報と異なり、受信機や表示灯等が不要で簡易に設置できる現行の特小自火報の性能を前提として、設置範囲の拡大について検討を行っています。その報告書の中で「特小自火報の設置が可能な現行基準の施設（カラオケ、ホテル、高齢者福祉施設等）と比較して、面積が同じであれば火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではなく、防火安全上の支障はないと考えられる」ことが提言されており、今回の改正は、この報告書を踏まえたものになります。</p> <p>○ 令 21 条第 1 項 7 号に定める避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない防火対象物についても、「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」の報告書を踏まえ、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する機能を持つ特小自火報であれば、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となることから、防火安全上支障はないと考えています。なお、同報告書では、小規模な施設で警戒区域が 2 以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の場合、避難経路が限られていることが多いことから、火災を早期に感知し、在館者に効果的に報知するとともに、安全な避難経路を確保するため、廊下・階段等にも感知器の設置を求める必要が</p>	
--	--	---	--

	<p>○ 令第21条第1項第7号への適用について、特小自火報設置の際、階段室に設ける煙感知器の設置間隔は垂直距離7.5mの条件は継続されるのか。</p> <p style="text-align: center;">【サンコー防災株式会社】</p>	<p>あると考えられることも合わせて示されているところです。</p> <p>○ お見込みのとおりです。</p>	
No.2	<p>○ 今回の改正で特小自火報の位置づけは変更されるのか。改正前はある意味「妥協案」的な設備であったものが、改正後に「300㎡未満」の範囲内なら、防火安全上の支障がなく、自火報の代替として設置できる設備となるものと理解している。</p> <p>○ 今回の改正を機に「特定一階段等防火対象物」（消防法施行規則第23条第4項第7号へ括弧書き）と令第4条の2の2第2号、同第21条第1項第7号及び第36条第2項第3号に定める防火対象物の違いを示してほしい。また、「特定一階段等防火対象物」と「小規模特定用途複合防火対象物」は両立しないのではないか。</p> <p>○ 新たに追加される方式の特小自火報の工事又は整備は消防設備士の資格がなくてもよいのか。</p> <p>○ 「関係者による日常点検」と「機器点検及び総合点検」の違いは何か。また、新たに追加される方式の特小自火報を、令第36条第2項第3号に定める防火対象物に設置した場合、点検時には消防設備士・消防設備点検資格者の資格が必要か。</p>	<p>○ 今回の改正については、特小自火報の性能を踏まえて、設置範囲の拡大について検討を行った結果、小規模である場合は用途等を拡大しても、防火安全上の支障はないとの結論を得ており、その結果に基づき改正するものです。</p> <p>○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、今後の検討に対するご意見として承ります。</p> <p>○ 感知器のみで構成されている特小自火報の工事又は整備については、お見込みのとおりです。</p> <p>○ 前段については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、後段については、お見込みのとおりです。</p>	無

	<p>○ 特小自火報の点検対象について、緩和基準を示す予定はあるのか。あるいは、過去に点検基準を示しているのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今回の改正に伴う点検基準の改正はございません。また、特小自火報の点検基準については「消防設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）の別添で定める点検要領の「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」において既に示しています。</p>	
No.3	<p>○ 感知器を設置すべき場所の定義について解釈通知等を出していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 感知器を設置すべき場所を含む運用上の留意事項については、今後、通知にて周知することを予定しておりますので、ご参照ください。</p>	無
No.4	<p>○ 製造元は「火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報機能付感知器」に単一化していくと考えられ、従来の特小自火報の感知器の値上げにより費用増加が予想されるため、警戒区域図設置や表示灯を設ける等既存のシステムを使ったものでも良いのではないかと。</p> <p>○ 延べ面積又は床面積が300㎡以上の防火対象物については、引き続き特小自火報を用いることができないこととされているが、既存システムで中継器を設けることにより、上記の防火対象物にも対応しうる製品づくりを自主的に行っている事業者も見られることから、</p>	<p>○ 消防庁としては、新たな技術やニーズ等を踏まえながら、消防法令に基づく各種制度の見直しを不断に実施しているところです。</p> <p>今回の改正については、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する機能を持つ特小自火報が開発されている状況を踏まえて、設置範囲の拡大について検討を行った結果、小規模である場合は用途等を拡大しても、防火安全上の支障はないとの結論を得ており、その結果に基づき改正を行うものです。</p> <p>○ 今後の検討に対するご意見として承ります。</p>	無

	<p>特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大について、引き続き検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
No.5	<p>○ 令別表第1(13)口及び令第21第1項第13号に該当する場合(5)項口、(16)項口等の場合)は、法第17条2の5第1項の適用の対象となる消防用設備等ではありません。</p> <p>よって、既存の防火対象物で令21条により設置している場合の更新時には、(17)項を除き、本改正後である令29条の4を適用できないように感じられ違和感がありました</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今回の改正後に、設備の更新を行う必要が生じた場合には、その時点における最新の基準に適合する形で設備を設置いただくことを妨げるものではありません。</p>	無
No.6	<p>○ 省令案の2ページの2行目「加える」と、3ページの改正前欄の「新設」とは、どちらに字句を統一したほうがよい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 新旧対照表において、項等を追加する場合は改正前欄において「新設」と記載し、当該改正を行うことについて、表以外の部分において「加える」と記載することになっております。</p>	無

○意見提出者数:6件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。